

第 5106 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 11月 12日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 個人事業の承継と消費税

**Q**：税理士業を営んでいた夫が、先日亡くなりました。事業は所員に譲り、私は事務所を相続して、その事務所をその所員に賃貸することとしました。このような場合、私は、夫の事業を相続したものとして、消費税が課税されるのでしょうか？

**A**：事業を承継したことにはならず、新たに事業を始めたこととなります。

### 【解説】

消費税法には、相続があった場合の納税義務の特例という規定があります。

この規定は、①その年の基準期間（前々年）における課税売上高が千万円以下である相続人が、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超える被相続人の事業を承継したときや②その年の前年又は前々年において相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合において、その相続人のその基準期間における課税売上高とその相続に係る被相続人のその基準期間における課税売上高との合計額が1,000万円を超えるときは、相続人は免税事業者になれないとするものです。

ただし、この規定は、事業を承継した場合の取扱いですから、税理士のように資格に基づく事業は、資格のない相続人には承継できませんので、この規定の適用はなく、個人で新たに事業を始めたものとして、取り扱われます。

